

重要事項説明書

(介護予防) 訪問リハビリテーション

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団仁慈会 安田病院
代表者氏名	理事長 安田真衣子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県竹原市下野町 3136 電話：０８４６－２２－６１２１、FAX：０８４６－２２－６０２１
法人設立年月日	平成４年３月３１日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	安田病院 訪問リハビリテーション すみれ
介護保険指定 事業所番号	３４１０７１０４０８
事業所所在地	広島県竹原市下野町 3136
連絡先 相談担当者名	０８４６－２２－６１２１ 訪問リハビリ 相談担当者：井上久代
事業所の通常の 事業の実施地域	竹原市・東広島市安芸津町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する事業は、利用者が要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図る。利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行う。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜～水曜日、金曜～土曜日
営業時間	８：３０～１７：３０

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～水曜日、金曜～土曜日
サービス提供時間	8：30～17：30

(5) 事業所の職員体制

管理者	小林 理一郎
-----	--------

職	職 務 内 容	人 員 数
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成します。 計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定（介護予防）訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、指定（介護予防）訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士 1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
指定（介護予防）訪問リハビリテーション	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅においてリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復・社会参加の促進・介護予防等を図ります。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

実際の利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載の額とします。

区分	単位	利用料	利用者負担額
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション費 （1回20分以上のサービス、1週に120分が限度）※1 308単位/回	1日 60分 9,240円	1回 1割：924円 2割：1,848円 3割：2,772円
	介護予防訪問リハビリテーション費 298単位/回	1日 60分 8,940円	1回 1割：894円 2割：1,788円 3割：2,682円

※1：退院（所）の日から起算して3月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週12回まで算定可能である。

加 算	利用料	利用者負担額	算定回数等
短期集中リハビリテーション実施加算	2,000円	1割：200円	1日当たり
		2割：400円	
		3割：600円	
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	2,130円	1割：213円	1月につき
		2割：426円	
		3割：639円	
リハビリテーションマネジメント加算（※2）	2,700円	1割：270円	1月につき
		2割：540円	
		3割：810円	
サービス提供体制強化加算（イ）	60円	1割：6円	1回につき
		2割：12円	
		3割：18円	
移行支援加算	170円	1割：17円	1日につき
		2割：34円	
		3割：51円	
退院時共同指導加算	6,000円	1割：600円	1回限り
		2割：1,200円	
		3割：1,800円	

※2：訪問リハビリテーションにおいて、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合に算定します。

減 算	減算額	利用者減算額	算定回数等
12月超え減算 （要支援者が利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合）	300円	1割：30円 2割：60円 3割：90円	1回につき

- ・利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日又は要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に、指定（介護予防）訪問リハビリテーションを集中的に実施した場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位が付加されます。
- ・サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ・指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき17単位が付加されます。
- ・利用者が入院している病院又は診療所を退院するにあたり、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が退院前カンファレンスに参加し、入院先の従業者と情報共有して在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同した場合、600単位が付加されます。
- ・指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して、12月を超えて利用される場合は、介護予防訪問リハビリテーション費から1回につき30単位減算されます。

4 交通費について

利用者がサービス対象地域（竹原市・東広島市安芸津町）に在住されている場合は、交通費を無料とします。

5 支払い方法

利用料・その他の費用は利用月ごとに計算し、請求します。支払い方法は、原則窓口精算と致しますが、場合によりご相談に応じます。

6 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話） 安田病院 訪問リハビリテーションすみれ 0846-22-6121

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、100%のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。

（但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です）

7 相談窓口、苦情対応

お客様相談コーナー	電話番号	0846-22-6121
	相談員	戸野 雅子
	対応時間	8:30~17:30（営業時間）

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う処理体制・手順

- ①（介護予防）訪問リハビリに関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応する為に受付窓口を管理者とし、苦情内容の確認を行うと共に記録など必要な措置を講じる。苦情の内容調査の結果、対応が必要と認められた場合には早急に対応を図り、今後そうした問題が起きないように改善策を講じる。
- ②必要に応じては介護支援事業者や、その他の関係機関と連絡調整を図り、対応困難なケースについては市役所担当に相談し適切な方法を講じることとする。
- ③自ら提供した（介護予防）訪問リハビリに関し、公的機関が行う調査に協力するとともに公的機関からの指導・助言を受けた場合は、指導・助言に従って必要な改善を講じることとする。

○公的機関においても、次の機関で苦情申し立てができます。

竹原市役所 市民福祉部 地域支えあい推進課 介護福祉係	所在地	竹原市中央5丁目1-35
	電話番号	0846-22-7743
	FAX 番号	0846-23-0140
	対応時間	8:30~17:15
東広島市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地	東広島市西条栄町8番29号 本館2階
	電話番号	082-420-0937
	FAX 番号	082-422-6851
	対応時間	8:45~17:15
広島県国民健康保険 団体連合会 介護保険課 (国保連)	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	FAX 番号	082-511-9126
	対応時間	8:30~17:15

8 緊急時及び事故発生時における対応方法

療法士等は、（介護予防）訪問リハビリを提供中に利用者の症状や急変、その他緊急事態が生じたとき又は事故発生時には、速やかに管理者に報告し、その後の対応を講じます。また利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、事業者が契約する保険会社の規約に準じて対応いたします。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

9 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士又は作業療法士は、医師の診療および利用者に係る地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）」に基づき、利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明し、交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供は「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	理学療法士 井上 久代
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 介護の相談を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
--------------------------	--

	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 身分証携行義務

指定（介護予防）訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① （介護予防）訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ④ サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。また

その記録は、提供の終了した日から5年間保存します。

- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 4 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。また、感染症の予防およびまん延防止のための定期的な研修をしています。

1 5 身体の拘束について

利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等はおこないません。

1 6 業務継続計画の策定等

感染症や自然災害などの非常事態の発生時において、サービスの提供を継続的に実施できるよう、及び早期に業務再開を図るための計画を策定しています。

1 7 ハラスメント等の防止及び対応について

療法士等が利用者又は家族等による暴力・ハラスメントを受け（又は相当と認められる場合）利用者又は家族等が事業所の対応に従わない場合は、指定（介護予防）訪問リハビリの提供を制限及び中止させていただきます。

「説明確認欄」

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 医療法人社団仁慈会 安田病院

事業所 所在地 広島県竹原市下野町 3 1 3 6

事業所名 安田病院 訪問リハビリステーションすみれ

説明者 _____ 印 _____

サービス契約締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

（利用者、又は利用者の自署が困難な場合の署名代行者）

住所 _____

氏名 _____ 印 （利用者との関係 _____）